

全国生涯学習まちづくり協会 支部規定

(目的)

第1条 生涯学習まちづくり協会(以下、「まち研」)の各地域における、地域実情に即した活動を実施する

(支部設立の条件)

第2条 支部設置に当たって、当該地域内に在住する5名以上の社員を必要とする。

(支部の範囲)

第3条 支部の範囲は、当該支部でその範囲を決定する。

(支部の設立手続き)

第4条 支部の設立には、「まち研」理事会(事務局)の承認を要する。
支部の設立には以下の手続きに従って行なう。

(支部の構成)

第5条 支部には次の役員を置く。役員等は、当該支部に所属し、「まち研」の社員でなければならない。役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 運営委員 3名以上(支部長、副支部長等含める)
(運営方針、事業計画、予算、決算等の立案・事業運営を行なう)

(支部の運営)

第6条 支部の運営は、当該支部の運営委員会によって行われる。

(支部会計)

第7条 支部の運営経費は「まち研」事務局からの支部交付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。支部給付金は、「まち研」事務局に支払われる会費に従って、適切な金額を交付する。年度末に、その会計報告をしなければならない。
(5000円×0.2)×社員数

(「地域アニメーター講座」の設置)

第8条 支部の自主的な学習として、「地域アニメーター講座」を行なうことができる。ただし、講座開催の事前・事後の報告と資格申請をしなければならない。

(支部の活動報告)

第9条 まち研「事務局」と支部との連携を強化するため、年に一度の活動報告をしなければならない。これらの情報を、『HOWまち』及びHP等での情報共有を図る。

(支部長連絡会)

第10条 まち研「事務局」と支部との連携を強化するため、年に一度の支部連携会を開催し、双方の情報を共有する。